

## アメリカ合衆国における「宗教活動の自由」

“Free Exercise of Religion” in the United States

有田 伸弘

はじめに

合衆国憲法修正1条「宗教活動の自由条項 (The Free Exercise Clause)」は、連邦議会 (ならびに州議会) が宗教活動の自由に対して制約を加えることを禁じている。<sup>1</sup>同条項の目的は、世俗の権威 (civil authority) による宗教への侵害を禁じることによって「個々人の信教の自由」を確保することにあると考えられている。<sup>2</sup>それ故「特定宗教の、あるいはすべての宗教の宗教的慣行を妨げたり、また…諸宗教間に差別を設けたりするために」、世俗的権威を濫用することは「その負担がたとえ間接的なものにすぎない性質のものであっても禁じられる」といわれる。<sup>3</sup>

そもそも、ここにいう宗教活動とは、どのような活動を意味しているのだろうか。宗教を「人と神との内なる対話」と捉えるならば、宗教活動は「内心領域における精神活動」を意味するに止まり、宗教活動の自由条項も政府が「内心の自由」を直接的あるいは間接的に侵害することを禁じているにすぎないことになる。すなわち、宗教活動の自由条項は「特定の宗教を信仰しているというだけで、個人ならびに集団を処罰したり、差別することは許されないし、また、特定の宗教を信仰するように強制することも許されない」<sup>4</sup>ことを意味することになる。

しかしながら、宗教というものは、信仰という内心領域における精神活動だけではなく、人の生活様式に浸透し、宗教的儀式や祝典さらには信仰実践などの「外面的な行為」を伴うもの

であろう。宗教をこのように捉えるならば、宗教活動の自由条項は、単に内心領域における信仰の自由を保障するだけではなく、信仰に結びついたこれらの行為の自由をも保障する趣旨の規定であると解されなければならない。日本国憲法第19条「信教の自由」<sup>5</sup>もアメリカ合衆国憲法修正1条「宗教活動の自由」も等しく、こうした外面的な行為の自由をも保障していると一般に解されている。

では、「宗教的行為の自由を保障する」とは「同種の行為であっても、他の動機に基づく行為とは区別して信仰と密接に関係する行為に対しては、何らかの便宜を図る」ということを意味するのであろうか。しかし、信仰に基づく行為に対して「特別の便宜」を認めることは、政府が特定の宗教 (あるいはすべての宗教) を有利に扱うことになり、もう一つの宗教関連条項である「国教樹立禁止条項 (Establishment Clause)」と抵触する可能性が生じてくる。両条項とも一般的な見方をすれば、「政府が宗教に干渉あるいは関与してはならない」<sup>6</sup>と解することができ、抵触の可能性はないように思われるが、国教樹立禁止条項からは「政府の宗教的中立性の要求」が導き出され、宗教活動の自由条項からは「宗教的实践に対する便宜の要求」が導き出されると解するならば、両条項の間には抵触の可能性が生じる。<sup>78</sup>

この問題に関しては、本来、「国教樹立禁止条項」及び「宗教活動の自由条項」の両条項の解釈が問題となるが、本稿では、特に宗教活動の

自由条項の問題に焦点を当ててみたい。国民の大多数からは奇異に見える宗教的行為に対して、憲法はどのような保障を与えていると解すべきなのか。建国当初から宗教的多元主義を余儀なくされたアメリカにおいて、アメリカ合衆国連邦最高裁（以下、連邦最高裁）がいかなる解釈を施してきているのか、その歴史的変遷を概観し若干の考察を加えたい。

### 1 行為非保障ルール

連邦最高裁は、例えば、1940年のCantwell v. Connecticut事件において、宗教活動の自由条項が「二つの概念、すなわち信仰の自由(freedom to believe)と宗教的行為の自由(freedom to act)を含んでいる。前者は絶対的なものであるが、後者はその性格上そうではない。行為は社会保護のための規制に服する」<sup>9</sup>と述べている。内心における信仰の自由のみならず外面的な宗教活動の自由も修正1条の保障範囲内にあるとしつつも、後者は結局、「社会防衛の名の下に制限される」<sup>10</sup>という立場である。

この立場を連邦最高裁が最初に明らかにしたのは、1878年のReynolds v. United States事件<sup>11</sup>である。本件は、ユタ準州住民レイノルズ（モルモン教徒）が重婚罪<sup>12</sup>で起訴された事件であり、「被告人が二度目の結婚をすることを宗教的義務<sup>13</sup>であると信じていたという理由で被告人を無罪にすべきか否か」が争点の一つとなった。

当該争点に関して、連邦最高裁は、「単なる宗教的信念や意見には介入することはできないが、実践に対しては介入が可能である。人身御供が宗教的崇拝の必須の部分であるとしたら、人身御供を阻止するために政府は介入することができないと主張することができようか。未亡人は亡夫の火葬用の薪の上で焼身自殺をすることが宗教上の義務であると信じている女性がいたら

したら、政府は彼女の信仰実践を阻止することができないのであろうか。…男性が宗教的信念に基づくという理由で、(重罪禁止法を犯す)実践を行ってもよいのであろうか。これを認めることは国法よりも宗教的原理が優越することになる。」<sup>14</sup>と述べて、宗教的信念に基づく行為も他の動機に基づく行為と同様に州のポリス・パワーによる制約に服するとしたのである。

法廷意見にみる前者の例示は、他者の生命を侵害する行為であると考えられ、いわゆるミル原理による介入が許される領域であろう。また後者は行為者自身の生命を害する行為であると考えられ、パターンリズムによる介入が許される領域であろう。しかし、重婚は、特に他者の利益を侵害する虞もなく、行為者自身の利益を侵害する虞もないと思われるが、これらを同列に論じて、安易に規制可能としているのである。この単純な論理によると、実質的には、宗教活動の自由条項は内心における信仰のみを保障しているにすぎないことになり、「信仰に基づく行為」は憲法上の自由としての保護を受けていないことになる。<sup>15</sup>

Reynolds事件によって示された「行為非保障ルール」は、その後の多くの事件で用いられている。<sup>16</sup>例えば、1961年のBraunfeld v. Brown事件<sup>17</sup>である。同事件は「ペンシルバニア州日曜休日法」によって日曜日に店を閉めることを余儀なくされた土曜安息日主義者（ユダヤ正教会）が同法の合憲性を争った事件である。

連邦最高裁(ウォーレン長官による法廷意見)は、次のような論旨を展開して同法を合憲と判示している。「日曜休日法のために、土曜日を安息日とするユダヤ教商人は週に土日の二日間閉店を余儀なくされる。しかし、これは、なんら宗教的实践を禁じるものではない。単に宗教上の実践を行うことに土曜日も閉店するという

費用をかけなければならなくなるだけである」。つまり、州内での統一的休日を設けるといふ世俗目的達成のために世俗的経済活動が規制されるに過ぎないと主張する。そして、「もし州が世俗目的を達成するために…一般的な制定法によってある行為を規制しようとし、…宗教活動に対して負担をかけないような方法でその目的を達成することができないならば、宗教的实践に対する間接的負担にもかかわらず同法は合憲である」<sup>18</sup>と述べて、土曜安息日主義者に対する不利益を社会経済政策によるものとして安易に容認したのである。法廷意見は、多数派が世俗目的達成のために一般的な制定法でもって、宗教的少数派の信仰実践に対して間接的負担を課すことを安易に容認しており、宗教的少数派の保護という観点を有していない。

## 2 「やむにやまれぬ利益テスト」

1960年代から80年代初頭、ウォーレン・コート、それに続くバーガー・コートは、宗教的信念に基づく行為に対して、一定の配慮を示すようになった。政府による世俗的利益の主張とそれによって影響を受ける宗教活動の自由との比較衡量を行うようになったのである。同テストは、政府が宗教活動の自由を負担を課す場合には、政府の主張する利益が「やむにやまれぬ (compelling)」ものであり、その規制手段が他の規制手段に比べて「より制限的でない規制手段」といえるものかどうかを政府が立証すること要求する。政府の側に重い立証責任を負わせることによって、宗教活動の自由はかなりの程度の保障を受けることになる。

このテストを用いたリーディング・ケースが1963年のSherbert v. Verner事件<sup>20</sup>である。同事件について敷衍する。セブンス・ディ・アドベンティスト教会の信者であるシャーバートは、

土曜日を安息日とする教義に従い土曜勤務を受け入れないため解雇され、また土曜勤務を拒否しているため適当な就職先も見つからなかった。<sup>21</sup>サウス・カロライナ州政府は、彼女を「正当な理由なく」就職しない者と認定し、失業補償給付を拒否した。そのため、彼女は、失業補償金給付拒否処分が宗教活動の自由を侵害するものであると主張し同処分の取消を求めたのである。

連邦最高裁（ブレナン裁判による法廷意見）は次のような論旨でもって、同処分が宗教活動の自由を侵害する違憲的処分であるとしている。すなわち、第1に、彼女が信仰に従い土曜日に勤務することを拒否したという理由で、失業補償給付を拒否することは信仰に基づく行動ゆえに処罰するというわけでもなく、その負担は間接的なものにすぎない。しかし、これは信仰に反して土曜勤務を迫るという効果を持つため、彼女の信仰の重要な原理 (cardinal principle) を侵害し「宗教活動の自由に対して違憲的な負担を課す」ものである。<sup>22</sup>第2に、州政府が宗教活動の自由を実質的に侵害することを正当化しうるだけの「やむにやまれぬ利益」を立証すれば、かかる侵害は容認されうる。しかし、州の主張は不十分なもので「やむにやまれぬ利益」の立証がない。<sup>23</sup>第3に、土曜安息日主義者に対して失業補償を給付することが、国教樹立禁止条項と抵触するか否かが問題となる。しかし、この行為は、日曜安息日主義者に対するのと同様に異なる宗教間における政府の中立性を反映したものに過ぎず、セブンス・ディ・アドベンティスト教会の国教化を促進するものではなく、また国教樹立禁止条項が目的とする世俗的制度に宗教家が関わることを意味するものでもない。<sup>24</sup>

しかし、スチュワート裁判官は同意意見の中で、法廷意見が国教樹立禁止条項と宗教活動の自由条項の間の「両義的ジレンマ (double-barreled

dilemma)』<sup>25</sup>の問題を解決していないと批判を加えている。<sup>26</sup>つまり、法廷意見は「合衆国憲法は政府による宗教的自由の積極的保護を要求しているのか否か」について、なんら明らかにすることなく、国教樹立禁止条項の解釈操作によって切り抜けているからである。

この点に関するハーラン裁判官ならびにホワイト裁判官の反対意見は、示唆に富む。宗教的信念に基づく行為のみを優遇することは、宗教的ではない同様の行為に対しては、それを否定することになり、憲法が禁じている宗教活動に対する「特別扱い」である。しかし、憲法は柔軟性を有している。宗教的信念に基づく行為を特別に扱うことを強制しているわけでもないと同時に、議会がこのような宗教的理由による離職者に対する失業補償給付を禁じているわけでもない。<sup>27</sup>

この「両義的ジレンマ」を解決しないまま、連邦最高裁は多くの失業補償金給付拒否事件において、*Sherbert v. Verner*事件判決を踏襲し、同テストを用いた。例えば、1981年の*Thomas v. Review Board*事件<sup>28</sup>もその一つである。同事件は、民需製品製造部門から軍需製品（戦車の回転砲塔）製造部門へと配置転換を命じられたために辞職したエホバの証人に対する失業補償給付に関する事件であった。エホバの証人の教えでは軍需工場で働くことを禁じているという彼の信仰は、実際には他の信者とは異なるものであったが、連邦最高裁（バーガー長官による法廷意見）は、その主張が「良心」に基づく以上、その信仰の正当性を吟味するのは適当ではないとし、彼の行為もまた信仰による行為として「正当な理由」による辞職とみなすべきであるとして、失業補償金拒否処分を違憲と判示している。

また、連邦最高裁（バーガーコート）は*Sherbert*

*v. Verner*事件の比較衡量テストの射程範囲を失業補償問題以外の領域にまで広げた。その一例として、有名な1972年の*Wisconsin v. Yoder*事件<sup>29</sup>がある。同事件は義務教育制度と宗教活動の自由の抵触が問題となったケースであった。同事件の事実の概要は次のようなものである。ウイスコンシン州義務教育法は8年生終了後も16歳まで（9・10年生）教育を行う10年制を定めていた。しかし、シンプル・ライフにとって好ましくない教育（9年生および10年生の教育）を受けさせたくないとするアミッシュ<sup>30</sup>は同法が宗教活動の自由を侵害すると主張し、9年生以降の義務教育を拒否した。アミッシュは8年生終了後には共同体の中で自ら職業教育を行うというのである。

連邦最高裁（バーガー長官による法廷意見）は、次のように述べてアミッシュの主張を容認している。まず第1に、アミッシュの信仰は宗教的基礎を有し、長い歴史を持つものであり、義務教育はその信仰に負担を課すものである。第2に、アミッシュの信仰および活動に負担を課するための「やむにやまれぬ利益」があるか否かが問題である。州は9年生ならびに10年生を受講させるようにアミッシュに強制するための「やむにやまれぬ利益」を立証できていないと述べて、アミッシュに対する義務教育の免除を認めたのである。

### 3 「宗教活動の自由」の縮減化

1980年代以降、連邦最高裁内部では、宗教活動に対して過度の保護を与えすぎていると考える勢力が優勢になってきた。<sup>31</sup>いくつかの事件では厳格テストを用いながら、政府による規制を容認している。例えば、1982年の*United States v. Lee*事件<sup>32</sup>では、信仰上の理由で、社会保障制度からの離脱を申し立てるアミッシュに対し

て、厳格テストを用いた上で、離脱を容認することができないと判示している。アミッシュの信者であるLeeは、アミッシュ共同体が相互扶助制度を有しており、社会保障納付金の支払いも公的扶助を受けることも信仰によって禁じられていると主張し、納付金の返還を求めたが、連邦最高裁は次のように述べてアミッシュの主張を容認しなかった。

社会保障制度は全国的なものであり、政府の利益は「やむにやまれぬもの」であると認められる。この制度を支えるには強制加入が必要である。社会保障納付金も一般的な税と同じように考えることができる。自主的な加入制度とすることも様々の例外的な免除を認めることもその健全性を損ない、社会保障計画を困難ならしめる。<sup>33</sup>強制徴収はこの制度にとって不可欠なものであり、「優越的な政府の利益 (overriding governmental interest)」が認められるとして、アミッシュの使用者・被用者には免除を認めることができないとした。アミッシュの自営業者に対しては、独自の扶助制度を有しているとして免除を認められているにもかかわらず、である。<sup>34</sup>

また、Bob Jones University v. United States事件<sup>35</sup>においても、宗教活動の自由に優越する「やむにやまれぬ利益」が認定されている。Internal Revenue Code of 1954のSection 501(c)(3)は、「宗教、慈善、教育のための法人」に対しては法人税を免除する旨を規定する。1970年まで、内国歳入局 (Internal Revenue Service) は、この規定にしたがって、信仰上の理由から人種差別的選抜を行っている宗教大学に対しても免除を認めてきた。しかし、内国歳入局は、1971年に人種差別的な大学に対する法人税免除を認めない旨の通達を発したのである。Bob Jones Universityは、未婚の黒人に対しては入学を許可していたが、異人種婚姻者、およびそれを

唱導する者に対しては入学を認めていなかった。そこで、内国歳入局は「慈善 (common-law standards of charity)」の要件を充たしていないとして、同大学に対する法人税免除を認めないこととした。同大学は、この処分が宗教活動の自由を侵害するとして提訴したのが本件の事実概要である。

連邦最高裁 (バーガー長官による法廷意見) は次のように述べて、上告を棄却している。まず第1に、慈善とは「公共目的 (public purpose)」に従えるもので、「公共政策に反しない (not be contrary to established public policy)」ものであるべきであるが、教育の場における人種差別は公共政策に反する。第2に、内国歳入局の通達は、連邦議会・大統領・連邦司法府の政策と合致しており権限の踰越はない。人種差別撲滅という連邦政府の「基本的な優先利益 (fundamental, overriding interest)」は、宗教活動の自由が被る不利益よりも実質的に勝る。大学側の宗教活動の自由の利益は「政府のやむにやまれぬ利益」とは調和しない、と判示して、内国歳入局がとった処分の合憲性を承認したのである。

また、連邦最高裁は、やむにやまれぬ利益テストの適用そのものを否定する理由を見出している。例えば、宗教的言論は、宗教活動の自由条項ではなく「言論の自由条項」によって保障されると解することによって、宗教的言論も他の言論の場合と同様にやむにやまれぬ利益がなくとも実質的な利益のための「合理的な時・場所・方法による規制」に服するとしたのである。<sup>36</sup>

連邦最高裁はまた、「政府の活動に変更を要求する個人の試み」と「宗教的実践に対して政府が変更を求める試み」を区分することで、Sherbert v. Vernerテストの射程範囲を狭めている。つまり、同テストが後者のみに適用されるという限定を施したのである。前者の場合、すなわち、

信者に対する強制の要素を欠いている場合には厳格テストは不要であるとする。その一例が1988年のLyng v. Northwest Indian Cemetery Protective Ass'n事件<sup>37</sup>である。同事件では、連邦最高裁は、次のように述べて、インディアンが宗教儀式に利用している神聖な土地である国有林 (Chimney Rock area of the Six Rivers National Forest) の一部を横断する道路の建設を認めている。

まず、「付随的に宗教的実践に対して不利益を課す効果を有する政府の活動（信仰に反する行動を強制しない）」と「宗教的信仰やその実践を実質的に禁じたり、それを処罰しようとする政府の活動」を区別し、そのうえで、前者の場合には、やむにやまれぬ利益によって正当化される必要はないとしている。宗教活動の自由条項は「政府が個人に対して行ってはならない（自由権）」ことに関する規定であり、「個人が政府に対して強制できるもの（請求権）」に関する規定ではないとしたのである。<sup>38</sup>

さらに、連邦最高裁は、軍隊や監獄という特別な社会 (specialized society) においては、一般市民社会における場合より宗教活動の自由が制約を受けやすいことを明らかにしている。例えば、Goldman v. Weinberger事件<sup>39</sup>では、軍隊内で宗教的衣装（ヤムルカ帽）着用が禁じられるのも「合理的理由」があるとして容認している。同事件では「やむにやまれぬ利益テスト」は用いず、専門家の判断を尊重すべきであるとして「敬讓的審査」を行っている。<sup>40</sup>同様に、O'Lone v. Estate of Shabazz事件<sup>41</sup>でも「在監者の憲法上の権利行使を制限する監獄規則は、それが監獄内の秩序維持や警備という『政府の合理的利益 (legitimate governmental interest)』に合理的に関係するならば合憲である」として、特定の労働日にはムスリムの信者が金曜日の午

後に開催されるJumu'ahに参加することができないとしても許容されると判示している。

連邦最高裁における、こうした宗教活動の自由の縮減化傾向を最もはっきりと示したのが、Employment Division v. Smith事件<sup>42</sup>である。同事件判決によって、ついに「宗教活動の自由」は死滅したと評されるほどで、同事件判決は、かなりの衝撃を国民に与えた。同事件について敷衍する。ネイティブ・アメリカン教会<sup>43</sup>のメンバーであるSmithらは同宗教の聖餐に幻覚剤ペイヨテ<sup>44</sup>を使用したためドラッグ常習者リハビリセンターを解雇された。州政府は「職務上の非行」により解雇された場合に当たるとして彼らへの失業補償金給付を拒否したため、Smithらが同処分の違憲無効を争った。

連邦最高裁は、1988年のSmith 1 事件<sup>45</sup>において、オレゴン州がペイヨテの宗教的使用に対しては刑法の適用を免除しているのか否かが明らかではないとして州最高裁に差し戻した。つまり、「もしオレゴン州がペイヨテの宗教的使用も禁じており、それが連邦憲法修正1条に反しないならば（この問題は今、判断するものではない）、連邦憲法上の問題ではないし、また州政府は失業補償給付を拒否することもできる。他方、もしオレゴン州が他の多くの州<sup>46</sup>と同様にペイヨテの宗教的使用を認めているのであれば、彼らの行為は連邦憲法上の保護を受けうる資格がある。」というのである。<sup>47</sup>

差し戻しを受けた州最高裁は、オレゴン州刑法が宗教的使用を免除してはいないと解した上で、失業補償金の給付拒否が修正1条の宗教活動の自由を侵害する処分であると判示した。これを受けて連邦最高裁が連邦憲法修正1条の問題にまで踏み込んだのが本件Smith 2 事件である。

連邦最高裁(スカリア裁判官による法廷意見)は以下のように述べた。「第1に、州政府が、も

し宗教的動機に基づく行為のみを禁じようとするならば、同条に違反して（宗教）活動の自由を侵害することになる。しかし、もし同法が、特に宗教的実践に向けられたものではなく、特定の行為を行う者すべてに対して合憲的に適用されるならば、信仰に基づく行為であるからといってその適用が免除されるものではない。

第2に、これまで、やむにやまれぬ利益テストは失業補償受給資格事件という特定の文脈で用いられてきたものであり、特定の行為に対する刑法の全面的な禁止に対して用いられるべきものではない。そうでなければ、やむにやまれぬ利益によって支持されない場合には、『中立的な一般法』であっても、宗教活動であるというだけで無視しうる『特別な権利 (extraordinary right)』を創り出すことになる。<sup>48</sup>

第3に、これはYoder事件判決と矛盾するものでもない。Yoder事件などは宗教活動の自由のみならず、「言論の自由」や「親権者の権利のような他の憲法上の権利」侵害も含まれていた「複合事件 (hybrid cases)」であったために修正1条によって「中立的な一般法の適用を禁じる」と判示したにすぎないのであり、本件とは異なる。<sup>49</sup>こうして、スカリア法廷意見は「やむにやまれぬ利益」テストをきわめて限定的に用いられるテストとして位置づけたのである。

これに対して、ブレナン裁判官、マーシャル裁判官、およびブラックマン裁判官は次のような反対意見を述べている。「ほとんどすべての法律は、元をただせば、健康や安全、平和や秩序、防衛、歳入といった政府の基本的関心事に関係がある。それらの達成しようとする価値の一つに対抗して、個人の利益を衡量すれば、不可避免的に個人の利益はあまり重要でないものとされてしまう。また、潜在的な害悪の可能性だけでは政府利益を証明したことにはならない。

宗教的な儀式の使用も禁じるためには政府側に明確な利益が必要である。政府は他者を害する危険も、またその使用者の健康等に対する危険も証明していない。そもそも彼らはペイヨテを聖餐のために使う神聖なものと考えており、その目的以外の使用を罰当たりなものと考えているし、また教会の倫理規約もある。したがって、彼らが濫用することはめったにない。また、免除を認めることによって、他宗教の薬物使用に対しても免除を認めなければならなくなるとの懸念が表明されているが、半数の州はペイヨテの使用をすでに認めてきているし、連邦政府も認めているが、そのような事態には至っていない。エチオピア・ジオン・コピック教会は、マリファナの吸引を教えている。しかし、マリファナの悪影響は証明されており、宗教的使用であるからといって免除を認めることは困難であろう。ペイヨテを認めて、マリファナやヘロインの宗教的使用を禁じることも国教樹立禁止に抵触せず許されよう。もし、オレゴン州が彼らの崇拜行動を訴追できるのなら、それは彼らに対して、アミッシュのように、もっと宗教的に寛容な州へ移住することを強制することに他ならない」。

さらに、連邦最高裁は、Lukumi Babalu Aye v. City of Hialeah事件<sup>50</sup>において、同テストを「宗教活動制限目的を有している場合に、その宗教活動の制限が許容されるか否か」という宗教活動制限許容テスト化してしまったのである。

サンテリア<sup>51</sup>は儀式において生贄をささげ、儀式後に調理し食するという聖餐を行っているが、これを嫌悪する住民の圧力により条例が制定された。すなわち、Hialeah市条例で、食物消費としての目的 (primary purpose of food consumption) 以外の屠殺を禁じたのである。

連邦最高裁（ケネディ法廷意見）は、次のよ

うに述べて同条例が宗教活動の自由を侵害するものとして違憲と判示している。「『中立的で一般的に適用される法律』であれば宗教的实践に対する負担は、やむにやまれぬ利益によって正当化される必要はない。しかし、法律が中立的ではなく、あるいは一般的に適用されるものではない場合には、やむにやまれる利益によって正当化されなければならない。<sup>52</sup> Hialeah市条例は一般的に非宗教的行為を禁じているようにみえるけれども、他の命令や議会決議と併せて考えると明らかにサンテリアの聖餐を制限する意図を持っており、中立的な法とはいえない。厳格テストを要する。<sup>53</sup> 市側は、やむにやまれぬ利益を立証していないので、同条例は違憲である」。<sup>54</sup>

#### 4. 「宗教的自由回復法 (RFRA)」とCity of Boerne v. Flores事件

スミス事件判決直後から、宗教団体や各種の市民団体は、宗教活動の自由の保護を訴えて猛烈なロビー活動を開始した。その結果、連邦議会は、1993年に宗教的自由回復法 (Religious Freedom Restoration Act) (以下RFRA) を制定するに至った。<sup>55</sup><sup>56</sup> 同法は、スミス事件判決の影響を排除して、再び、宗教活動の自由制限の場合の審査基準としてSherbert v. Vernerテストを復活させることを目的としている。宗教活動の自由が連邦憲法上十分な保護を受けないのであれば、連邦法によって強固な保護を与えようというのである。連邦政府も州政府も、「やむにやまれぬ利益」がないかぎり宗教活動を規制しえず、その達成手段も「もっとも制限的な方法」でなければならないとしている。<sup>57</sup>

しかし、RFRAは1997年のCity of Boerne v. Flores事件判決<sup>58</sup>によって、違憲とされてしまう。Texas州Boerne市San Antonioのカソリッ

ク教会大司教は教会が手狭<sup>59</sup>になったため、増築を行うべく建築許可をBoerne市委員会に申請した。同市委員会は、歴史的景観保存条例に基づき、増築を許可しなかったため、大司教がRFRAに基づき同処分を取り消しを求めて提訴したのが本件である。

連邦最高裁 (ケネディ法廷意見) は、次のように述べて、RFRAを違憲と判示した。「連邦議会はShervert v. Verner 事件判決の比較衡量テストを復活させるために同法を制定し、修正14条を根拠に州に対しても同法を適用しようとしている。確かに修正14条第1節は、『いかなる州もデュー・プロセス・オブ・ローなしに生命、自由もしくは財産を奪う法律を制定し執行してはならない』また『法の平等な保護を否定してはならない』と規定し、さらに、同条第5節は本条の権利の保護を執行するため (to enforce) に『適当な法律』を制定する権限を連邦議会に付与している。<sup>60</sup>しかし、憲法上の権利の『執行 (to enforce)』とは、『予防的 (preventive)』あるいは『矯正的 (remedial)』なものを意味するのであり、憲法上の権利の内容を『実質的に変更すること (make a substantive change)』までも含んでいるわけではない。つまり、執行条項は連邦議会に市民の権利に関する一般的な法律を制定する権限を付与しているのではなく、『修正的立法権 (corrective legislation)』を付与しているにすぎない。そもそも市民の健康や福祉のための規制権限は、第一次的には州政府に帰属する。同法はこの州の伝統的な権限に対する違憲的侵害である。<sup>61</sup>また、憲法の意味内容を変更することは司法権に対する侵害でもある。憲法上の権利の意味内容の解釈権は司法府に専属するからである。<sup>62</sup>したがって、RFRAは権力分立および連邦制と矛盾し連邦議会の権限を踰越するため違憲である」。<sup>63</sup>



この法廷意見に対するオコナー裁判官、スーター裁判官およびブレイヤー裁判官は、本件に関する意見というよりも、スミス事件に対する批判に終始している。「RFRAが連邦議会の権限を越えるものか否かという点が問題であるという点は同意する。しかし、その基準として用いられるEmployment Div. Dept. of Human Resources of Ore. v. Smithの判決自体に異論がある。法廷意見は同事件判決が正しい憲法解釈であることを前提として論を進めている。しかし、宗教活動の自由条項は積極的な保障（affirmative guarantee）と解すべきであり、やむにやまれぬ利益によって正当化されないかぎり制約されるべきではない。

#### おわりに

これまで見てきたように、連邦最高裁は、宗教活動の自由条項が「信仰に基づく行為を積極的に保障しているのか否か」に関して、首尾一貫した態度をとってきたとはいえない。Reynolds v. United States事件判決の「行為非保障ルール」から、Sherbert v. Verner事件判決の「やむにやまれぬ利益テスト」へと宗教的行為への配慮傾向は、Employment Division v. Smith事件判決によって終止符を打ち、再び「行為非保障ルール」へと逆戻りした観がある。現時点での連邦最高裁の「宗教活動の自由」に関する考え方は次のようなものであると思われる。第1に、合衆国憲法修正1条「宗教活動の自由」条項は信仰を理由とした特別扱いを要求しているわけではない。しかし、第2に、合衆国憲法修正1条「国教樹立禁止条項」は、信仰を理由とした特別扱いを禁じているわけではない。第3に、宗教活動に対する特別扱いを認めるか否かは、議会の判断に委ねられている。

したがって、RFRAが「宗教活動に対する特

別扱いである」ことには問題はなかったと思われる。すでに、Goldman事件判決後に連邦議会がヤムルカ帽着用を容認する法律を制定したことは、国教樹立禁止条項に反するものではないと解されており、宗教を特別扱いすることは許容されているといわれるからである。連邦議会が特定の宗教を優遇する法律を制定しうるのであれば、すべての宗教を優遇する法律を制定することには問題はないであろう。<sup>64</sup>

RFRAの欠点は、それを州政府に対しても強制したことであった。連邦政府のみに適用される限り何ら問題は生じないと考えられるが、<sup>65</sup>50州すべてに対して、それを強制しうるか否かが問題となる。Roe v. Wade事件において、連邦最高裁が人工妊娠中絶を連邦憲法上の権利として承認した背景には、90%以上の州がすでに人工妊娠中絶を容認していたことがあったと思われるが、宗教活動の自由に関しては、それほどコンセンサスは形成されてはいない。例えば、ペイヨテの聖餐使用を容認する州が増えれば連邦最高裁の態度も変わりうる。ブランドイス裁判官は述べている。「連邦制にとって幸運なことは、一つの勇敢な州が、もしその州の人民が選択すれば、他の残りの州に危険を及ぼすことなしに新しい社会経済的実験を試みることができる」と。<sup>66</sup>

#### 注

- 1 U.S.Const. 1<sup>st</sup>. Amendment「連邦議会は…宗教活動の自由を禁じるような法律を制定してはならない。」
- 2 Abington School District v. Schempp, 374 U.S. 203, 222-23 (1963) .
- 3 Braunfeld v. Brown, 366 U.S. 599, 607 (1961).
- 4 Sherbert v. Verner, 374 U.S. 398, 402 (1963) ; Torcaso v. Watkins, 367 U.S. 488 (1961).
- 5 芦辺信喜「憲法」143頁 (1997)

- 6 例え ば *Walz v. Tax Comm'n*, 397 U.S. 668-69 (1970). ニューヨーク州が礼拝施設を非課税扱いすることは国教樹立禁止条項に反するのではないかが争われた事件。教育、宗教および慈善団体に対する非課税扱いは50州すべてにおいて認められており、宗教に対する過度の関わりがないとして容認している。
- 7 *Everson v. Board of Education*, 330 U.S.1, 15 (1947) では、すべての宗教に対する優遇も禁じられているとされ、*Wallace v. Jaffree*, 472 U.S.38, 91 (*Rehnquist, J., dissenting*) では、すべての宗教を一般的に優遇することは認められるとされている。
- 8 例え ば、宗教活動の自由条項は、特に宗教活動を保障したものであって、一般的に適用される法律であっても宗教活動であればその適用が免除されることを要求する。それが宗教的多元主義という同条項の起源に合致するという立場として *McConnell, The Origins and Historical Understanding of Free Exercise of Religion*, 103 *Harv. L. Rev.* 1410 (1990). 反対に、宗教活動であるだけでそのような免除を認めることは非宗教的信念よりも宗教的信念に優越性を認めることになるという批判として *The Case Against the Constitutionally Compelled Free Exercise Exemption*, 40 *Case W. Res. L. Rev.* 357 (1989-90).
- 9 *Cantwell v. Connecticut*, 310 U.S. 296, 304 (1940). 許可を受けずに宗教的慈善的な寄付を募る行為を処罰する法律を違憲と判断した事件。許可権限を有する官吏に広範な裁量権が与えられており、そのような権限は宗教活動の自由に対する事前抑制となるために無効であり、またカソリックを批判する言論に対する制限も「明白かつ現在の危険テスト」の下に認められないとした。
- 10 一般に、自由主義社会において、公権力が個人の

- 自由に介入しうるのは、①ある個人の行為が他者の利益を侵害したか、または侵害する虞がある場合、②ある個人の行為が特に他者の利益を害するわけではないが、その行為者の利益を害する虞がある場合であると考えられている。誰の利益も害するわけではなく、また行為者本人の利益を害する虞もない行為に関しては、たとえ社会にとって好ましくない影響を与えるものであっても、公権力は原則として介入すべきではないとされている。
- 11 *Reynolds v. United States*, 98 U.S. 145 (1879). 連邦最高裁が宗教活動の自由に初めて判断を下した事件。
- 12 1862年制定の *Morrill Act*: 同法はモルモン教の教義に対する反対運動の高まりの中で制定された連邦法。重婚罪は500ドル以下の罰金及び5年以下の禁固に処せられる。
- 13 モルモン教会では事情が許すならば多妻婚を行うことは男性の義務であるとされていた。同教会では「良き結婚は永遠の至福をもたらす」とする教義があり、独身のまま死亡すれば至福が得られないと信じられていた。しかし、ユタ準州では女性の数が男性の数を圧倒的に上回っていたため、モルモン教会は多妻婚を教義として奨励することになったといわれる。
- 14 98 U.S. 145, 166-7.
- 15 当時、モルモン教に対する弾圧は過激を極め、1883年には *Edmunds Act* (重婚罪を犯した者の選挙権、公務就任権、陪審裁判を受ける権利の剥奪) さらに、1887年には *Edmunds-Tucker Act* (一夫多妻制の教義を維持し実行するかぎり、教会の法人格喪失、宗教活動以外の財産の没収) が制定されたが、これらの法律を連邦最高裁は合憲と判示している。  
*Davis v. Beason*, 133 U.S.333 (1890) *Mormon Church v. United States*, 136 U.S.1 (1890) その結果、モルモン教は多妻婚の教義を放棄することになった。

- 16 Jacobson v. Massachusetts, 197 U.S. 11 (1905) (ワクチンの強制接種) ; Prince v. Massachusetts 321 U.S. 158 (1944) (児童労働) ; Cleveland v. United States, 329 U.S. 14 (1946) (一夫多妻制).
- 17 366 U.S. 599 (1961) .
- 18 Id. 607
- 19 土曜日安息主義者の宗教的実践が問題となった失業補償給付拒否事件と比較すると、失業補償給付拒否請求事件では生活の糧と引き換えに信仰を捨てるかどうかという二者択一を迫るものであったために負担の程度が大きいといわれる。しかし「失業補償給付は最長22週間にすぎず一時的な不利益にすぎない」という事実を考えるとそうともいえない。
- 20 Sherbert v. Verner, 374 U.S. 398 (1963)
- 21 彼女がセブンスデイ・アドバンティストの信者となった1957年当時の勤務先は週5日勤務を認めていたが、1959年までには土曜日を含む週6日勤務となり、彼女は退職した。Footnote 1-2 (Brennan, J.) 退職後、3つの就職先を当たったが適当なところがなかった。同地域では150人以上の信者がいるが適当な就職先が見つからないのは2人だけであったといわれる。Footnote 4 (Stewart, J., concurring)
- 22 374 U.S. 398 403-06.
- 23 Id. 407.
- 24 Id. 409-410
- 25 Id. 414
- 26 Id. 417
- 27 Id. 423
- 28 450 U.S. 707 (1981) .
- 29 406 U.S. 205 (1972) .
- 30 アミッシュは、現代の物質主義社会から隔離した強固な自給自足共同体(理想的な農業社会)の中で「信仰と労働」を中心とするシンプルな生活を送っている。
- 31 例えば、1978年11月に南アメリカのガイアナ共和国で起こった「人民寺院」事件(カリフォルニアから入植した900名以上の信者が集団自決した事件)など、いわゆるカルト問題もその背景にあると考えられる(人民寺院事件について、参照:荒木美智雄『アメリカの終末観』、井門富二夫編「アメリカの宗教伝統と文化」(所収)105-120頁(平成4年)。
- 32 455 U.S. 252 (1982) .
- 33 Id. 258-259
- 34 26 U.S.C.1402 (g) 納税も社会保障等の受給も拒否する「認知された宗教団体 (recognized religious sect or division)」の信者で自営業者 (self-employed individuals) には、免除を認めている。但し、免除を受けるためには、申請者はすべての社会保障受給権を放棄しなければならない。
- 35 461 U.S. 574 (1983) .
- 36 Heffron v. ISKCON, 452 U.S. 640 (1981)
- 37 485 U.S. 439 (1988) .
- 38 Id. 451, quoting Sherbert v. Verner, 374 U.S. 398, 412 (1963) (Douglas, J., concurring) .
- 39 Goldman v. Weinberger, 475 U.S. 503 (1986) . ユダヤ正教会のラビである Goldman が空軍基地内で職務中にヤムルカ帽の着用を禁じている空軍規則が彼の宗教活動の自由を侵害しているとして争った事件。5対4で合憲と判断。
- 40 連邦議会は同判決後すぐに、軍務の遂行に障害がない場合には宗教的衣装を着用することを認める条項を制定した。Pub. L. 100-180, Sec. 508 (a) (2) , 101 Stat. 1086 (1987) ; 10 U.S.C. Sec. 774.
- 41 482 U.S. 342 (1987) 5対4
- 42 494 U.S. 872 (1990) 5対4
- 43 今日、ネイティブアメリカンチャーチは20州、25万人の信者を抱えている。
- 44 テキサス州南部において産するサボテンから取れる幻覚剤。アメリカインディアンは聖餐のために1000年以上前から使用していたといわれ、少なくとも1600年代の文献にはその使用が記されている。

- 45 485 U.S. 660 (1988)
- 46 連邦政府 The Drug Enforcement Administration は聖餐のためのペイヨテ使用を認めてきた。28州は同様にペイヨテ使用を認めているが、残りの22州は認めていない。
- 47 485 U.S. 660, 669-674
- 48 494 U.S. 872, 878 (1990)
- 49 Id. 881
- 50 508 U.S. 520 (1993)
- 51 西アフリカに起源を持つキューバ生まれの宗教。生贄をささげ、ドラムを叩き踊る儀式の中で先祖の霊や神と対話できると信じられている。
- 52 508 U.S. 520, 531-532
- 53 Id. 542-546
- 54 Id. 546-547
- 55 1993年に60以上の宗教団体・市民団体の支持によって連邦議会（下院満場一致、上院97対3）を通過した。  
(<http://www.religious-freedom.org/coalition.html>)
- 56 Alabama; Arizona; Connecticut; Florida; Idaho; Illinois; New Mexico Rhode Island; South Carolina; Texas などの各州でも RFRA 同様の法律を定めている。
- 57 (2000bb)「憲法制定者たちは宗教活動の自由を不可譲の権利として保障した。中立的な法律であっても宗教活動に干渉することになる場合もある。政府はやむにやまれる利益がない限り、宗教活動に負担を課すことはできない。Employment Division v. Smith, 494 U.S. 872 (1990) において、最高裁は厳格テストを放棄したが、宗教の自由と政府利益の間のバランスを測るテストとして同テストはまだ有効である。本法の目的は Sherbert v. Verner, 374 U.S. 398 (1963) および Wisconsin v. Yoder, 406 U.S. 205 (1972) の厳格テストの復活である。」(2000bb- 1) 「政府が個人の宗教活動の自由に負担を課すことは①やむにやまれぬ利益を達成するためであり、②当該目的達成のための最も制限的でない手段であることを証明しない限り、それが一般的に適用される法律によるものであっても禁じられる。(宗教活動の自由を侵害されたと思う者は) 本法に基づき司法的救済を求めうる。」
- Sec 5 (2000bb- 2) 「ここにいう政府とは連邦、州、あるいは州の行政区画におけるすべての機関を意味する。」
- Sec 6 (2000bb- 3) 「連邦法、州法に適用される。」
- 58 521 U.S. 507 (1997)
- 59 1923年建造の教会は230席を有するが、毎日曜日の礼拝時には40名から60名が着席できない状態であったといわれる。
- 60 14<sup>th</sup>. Amendment
- 61 521 U.S. 507, 529 もし連邦議会が多数決で憲法の意味内容を変更できるのであれば、憲法改正手続きを経ずに議会多数派は実質的憲法改正をなしうることになるという。
- 62 Id. 524
- 63 Id. 536
- 64 Estate of Thornton v. Caldor Inc., 472 U.S. 703, 712 (1985) (O'Connor, J. concurring), Ira C. Lupu, Reconstructing the Establishment Clause: The Case Against Discretionary Accommodation of Religion, 140 U. Pa. L. Rev. 555 (1991) Thomas C. Berg SYMPOSIUM The New Attacks On Religious Freedom Legislation, And Why They Are Wrong? 21 Cardozo L. Rev. 415, 435- 6 (1999)
- 65 See, e.g., In re Young, 141 F.3d 854 (8<sup>th</sup> Cir.), cert. denied, 119 S. Ct. 43 (1998) (連邦破産法に適用する場合には RFRA は合憲であるとしている。)
- 66 see New State Ice Co. v. Liebmann, 285 U.S. 262, 311 (1932) (Brandeis, J., dissenting)